

オランダにおける親の学校選択の歴史的展開

－憲法第23条の制定と修正を巡る議論に着目して－

澤田 裕之

1. 本研究の目的と課題

日本では、1980年代以降、臨時教育審議会（以下、臨教審）をはじめとする政策レベルでの議論において、教育の画一化に関する諸課題が指摘され、児童生徒の個性や能力を伸長させる教育改革が推進されてきた。この教育改革は、主に個性重視の原則、基礎・基本の重視、選択機会の拡大を目的にしたものであった。そして1990年代半ば以降、臨教審によって設定された教育改革路線は具体化し始め、施策の1つとして2000年代前後から、地方自治体が義務教育段階の学校に対して学校選択制度を導入していくようになる。例えば、1998年度から小学校に導入した三重県紀宝町や1999年度から学校の活性化や特色づくりを目的に「品川教育改革プラン21」をスタートさせた東京都品川区などである。このうち品川区は同プランを推進させる方途として2000年度以降、学校選択制度を導入したが、以後、学校選択制度は全国的に展開されていくこととなった。

しかし、学校選択制度が制度化されて約10年近く経過されるものの、全国的な実施状況を見ると、学校選択制度を導入している自治体の数は必ずしも多くないのが現状である。未だ学校選択制度を導入していない自治体の主な理由は、入学者の減少により適切な学校規模を維持することが困難になる恐れがあるということや、学校間の序列化や学校間格差を生じさせる恐れがあるといった理由であり、こうした自治体の学校選択制度に対する懸念は、先行研究においても指摘されてきている。

他方、学校選択制度は親の教育権の一発現として捉えることができる。すなわち、子どもの学習権を充足するための第1の責務は親にあり、親はその責務を果たすために親の教育権、つまり学校選択権を有するということである。従って学

学校選択制度は、親の教育権を保障する制度ということから鑑みれば、実際に就学校指定制によって制限されてきた親の教育権を実質的に具現化したものとして捉えることができよう。

以上のことを踏まえれば、学校選択制度は親の教育権を保障する制度である一方で、学校間格差を助長させ、学校と地域との関係を希薄させるという側面をも持つ制度であると考えられる。つまり、親が自分の受けさせたい教育を子どもに受けさせる権利を自由に行使すると、教育格差や教育の不平等を招き、また子どもの学習権と緊張関係に立つことにもなる。従って、学校選択制度には、その利点を生かすと共に問題点を抑止するバランスの良い制度設計が必要であると考えられる。また、教育における親の選択権を更に充足させる上でも公立学校間の学校選択のみならず、私立学校も含めた学校選択制度を広義的に捉える制度設計が必要であると考えられる。

本研究では、こうした認識に立ち、オランダの学校選択（の自由）に着目し、学校選択の自由を実質的に保障している憲法第23条「教育の自由（vrijheid van onderwijs）」に焦点をあてて、その制定過程や特徴、そして修正を巡る議論を分析し、オランダにおける学校選択の特徴と課題を明らかにすることを目的とする。オランダに着目する理由は、次の3点である。第1に、学校選択が歴史的にも長く実践されてきたこと、第2に、公立学校および私立学校など学校種を問わず、親が自由に学校を選択できる権利を憲法において保障し続けられてきたこと、第3に、今日のオランダにおいて学校選択の自由および教育の自由が新たに捉え直されたこと、である。これらのことを具体的に分析・考察しつつ、日本の学校選択制度において公立学校間のみならず、私立学校を含めた学校選択の制度設計を探る示唆を得たいと考える。

上記の研究目的を達成するため、本研究では、憲法第23条が学校選択の自由を実質的に保障していることを踏まえ、憲法第23条について、①その制定背景、②憲法第23条が見直された要因、③新たに憲法第23条が捉え直された内容、におけるそれぞれの議論に焦点をあて、学校選択の自由の歴史的展開を明らかにするという課題を設定した。課題に取り組むにあたり、2008年2月末から3月初旬にオランダ教育審議会（Onderwijsraad、以下、教育審議会）、教育文化科学省、および

2008年7月に社会文化計画局 (Sociaal en Cultureel Planbureau)、王立国会図書館にて調査および資料収集を行った。

2. 論文の構成

序章 本研究の目的と方法

第1節 問題の所在と本研究の目的

第2節 本研究の課題と方法、本論文の構成

第1章 憲法第23条の制定過程とその意義

第1節 学校闘争の背景

第2節 学校闘争の展開

第3節 憲法第23条の成立と意義

第2章 1970年代以降の社会情勢の変化と憲法第23条

第1節 オランダにおける「柱状」化社会の背景

第2節 オランダの政治体制の変容と学校分化の背景

第3節 親の学校選択動機

第3章 2002年以降の憲法第23条の意義と課題

第1節 2002年オランダ教育審議会答申「憲法第23条の在り方」の背景

第2節 教育政策と教育法制定における社会的変化と新たな起点

第3節 答申が提示した課題解決の方向性

終章 本研究のまとめと今後の研究課題

第1節 本研究のまとめ

第2節 今後の研究課題

3. 論文の概要

第1章においては、今日のオランダにおける憲法第23条「教育の自由」の制定経緯についてまとめた。とりわけ、今日の憲法第23条がどのような過程を経て制定に至ったのかについて着目した。具体的には、60年以上続いた学校闘争の発端となる、ヨーロッパ各地で起きた革命のオランダへの影響と憲法改正、初等教育法制定について、それぞれ「教育の自由」と関連させて意味づけた。次に、オラ

ンダにおける「教育の自由」を実質的に保障することとなった憲法第23条の制定背景について、宗教勢力と自由主義勢力との間において展開された「学校闘争」についてまとめた。具体的には、憲法第23条「教育の自由」は、国家が宗教を背景にして設立されていた私立学校と、教育と宗教を切り離れた公立学校への財政的支援を平等に行うことを保障したものであったことを明確にした。そして、結果として国家が宗教勢力が主張する公立学校と同様の私立学校の財政支援を行う形で学校闘争は終結したが、そこには自由主義勢力の譲歩があったことから、当時の宗教勢力および各政党の主張、政治的背景に着目して、学校闘争と「教育の自由」の関係を明らかにした。最後に、ヨーロッパ諸地域で起きた革命から学校闘争を経て、1917年に制定された憲法第23条「教育の自由」の内容を明らかにした。具体的には、憲法第23条の条文は8項から構成され、大別すると「学校設立」の自由、「教育方針・信条」の自由、「学校組織・運営」の自由に分けられていた。そのため本論文では、とくに憲法第23条の意義として学校選択の自由の保障について検討し、オランダにおいて90年近く続いている「学校選択の自由」および「教育の自由」の意義について明らかにした。

第2章においては、オランダの社会情勢の変化と憲法第23条の関係性について検討した。オランダは宗教的価値観や思想・信条を背景とする多様な社会グループ、換言すれば「柱状」化された社会で構成され、その「柱状」化社会において「教育の自由」が保障され続けられてきたことが明らかになった。しかし、1970年代以降のオランダへの移民や外国人労働者の急増、社会の世俗化による脱宗教化、政治体制の変化などにより、1990年代初頭にかけてこの「柱状」化社会は融解に向かい、結果として学校分化を生じさせた。つまり、憲法第23条「教育の自由」の制定された当時の状況と今日の状況との間に齟齬が生じ、更に学校選択の自由が保障されていることから学校分化を助長させることになったのである。次に、学校分化が生じている事に対して政府は社会統合を促進させるために、憲法第23条の修正を視野に入れた改革に着手することとなったことから、学校種別による児童生徒の在籍率や非オランダ国籍の子どもの割合、地域別に見た子どもの割合などに着目し、憲法第23条の修正議論の背景についてまとめた。最後に、学校分化の実態を明らかにするために、親の学校選択動機に着目した。その理由

は、「白人の逃避」が学校分化を生じさせているという実態に対して、それを深化させ、「柱状」化社会が解体した今日において、親の学校選択の動機にも変化が生じているのではないかという仮説によるものである。結果としては、一部の親を除いて、宗教的価値観に基づいて学校を選択している親の割合は低く、逆に学校の資質や教育内容に基づいて学校を選択している親の割合が高いことが明らかになった。これは、オランダ社会の脱宗教化を意味するものであり、社会統合と教育の自由との関係性の構築が必要であるという課題を明らかにするものでもあった。

第3章では、憲法第23条を巡る議論において、実際に憲法第23条の在り方を示したオランダ教育審議会答申に着目して、憲法第23条の内容、解釈方法、憲法第23条がもたらした課題、課題解決のための方針等について検討した。初めに答申が出された背景について、諮問文の内容を基にして検討した。その結果、まず、憲法第23条を巡る議論に並行して、社会統合を促進させていく施策が指図されていることを明らかにした。そのため、同答申は、「2010年境界のない教育計画」を念頭に置きながら、オランダ憲法第23条の内容、解釈方法、憲法第23条が重視しなければならない範囲、憲法第23条がもたらす課題、その解決方法等を提示する内容構成になっていたのである。次に、答申が提示した課題の解決方法についてまとめた。答申では、①「学校設立の自由」の制限、②私立学校教育の自由の制限、③親の学校選択権の強化、が示された。第2章で明らかにしたように、親の学校選択動機には、宗教的価値観や思想・信条により学校を選択していく親の割合が減少していることから、親は自ら希望する学校を自主的に選択する必要がある、憲法第23条もそれを保障するというものであった。最後に、新たな学校選択の自由の指針として、オランダ下院議会で提案・推奨された「ランプレヒツの提案」を取り上げた。同提案は、「教育の機会均等に関する法令の議案」として審議されたものであり、2003-2004年度から実施されている。内容は、学校選択の自由を保障するということを踏まえ、家庭内言語を1つの選択基準に据えていることである。しかし、学校側に入学決定権はなく、あくまでも親側に最終的な決断は付与される内容であった。つまり、家庭内言語を1つの学校選択の基準とし、それに合わない場合は、学校側に別の学校を紹介されるということである。

4. 今後の研究課題

オランダにおける学校選択の自由については、以下のような課題を指摘することができた。つまり、従来までの私立学校は、宗教や思想・信条を背景として学校が運営されてきたが、社会の脱宗教化の流れに伴った親の学校選択の動機の変化や、私立学校における教育の自由の制限などにより、教育方法や内容を背景として学校の特色化を図る上で、無宗教の私立学校や公立学校との関係性をどう図るかである。このことを踏まえれば、本研究を発展させていくためには、次の2点が研究課題として残る。第1に、2002年の答申以降の学校分化の実態についてである。答申は、憲法第23条の課題等を初めて指摘したものであった。そして「2010年境界のない教育計画」を展開する上でも、重要な視点を提示したものと見える。「2010年境界のない教育計画」については、本論文において取り上げなかったが、オランダにおいてはどのように教育の自由および学校選択の自由を措定し直し、同計画を遂行していくのかについて明らかにしていく必要があると考える。第2に、答申においても提言されたように、今後も国家は私立学校と公立学校に対して平等な財政支援を行うとしている。こうした現状を踏まえ、私立学校の教育の自由は一部制限されたものの、教育方法や教育内容に関しては自由に実践することができる。これに対して公立学校は、一定の基準が規定されていることから、「公教育連盟 (Vereniging voor Openbaar Onderwijs (VOO))」では、国家からの規制撤廃を求める動きが近年現れている。従って、オランダにおける学校選択の自由について更に研究を深めるためには、公教育連盟が主張する教育の自由についても検討していく必要があると考える。

5. 参考文献

- ・ Onderwijsraad., *Vaste grond onder de voeten:Een verkenning inzake artikel 23 Grondwet*, 2002.
- ・ Sociaal en Cultureel Planbureau., *Onders over opvoeding en onderwijs*, 2004.
- ・ Sjoerd Karsten., et al., *School Choice and Ethnic Segregation*, EDUCATIONAL POLICY, Vol.17, No.4, 2003, pp.452-477.